

装官人第4703号

28.3.29

長官官房各装備官  
長官官房審議官  
長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長

殿

防衛装備庁長官

(公印省略)

防衛装備庁における研修実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：各地方防衛局長

## 防衛装備庁における研修実施要領について

### (趣旨)

第1 この要領は、防衛装備庁における研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (研修の目的)

第2 防衛装備庁における研修は、防衛装備庁の職員（防衛省設置法第31条第3項の防衛装備庁長官の指揮監督を受ける地方防衛局の職員を含む。）に現在又は将来の職務遂行に必要な知識及び技能を修得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させるとともに、防衛装備庁の責務を正しく認識させることを目的とする。

### (用語の意義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (2) 部等 長官官房、内部部局の部又は施設等機関をいう。
- (3) 部長等 長官官房装備官、長官官房審議官、内部部局の部長又は施設等機関の長をいう。
- (4) 課長等 課長又は室長の職制上の段階に属する官職（相当する官職を含む。）にあるものをいう。
- (5) 人材育成センター 長官官房人事官付人材育成センターをいう。

### (研修の区分)

第4 防衛装備庁における研修は、次のとおり区分する。

- (1) 防衛装備庁統一研修 防衛装備庁において統一的に計画実施する研修
- (2) 各部等研修 部長等の所掌事務の範囲ごとに計画実施する研修

### (防衛装備庁統一研修の区分)

第5 防衛装備庁統一研修は、次のとおり区分する。

- (1) 共通基礎研修 防衛装備庁の職務遂行に共通して必要な知識及び技能を付与し、並びに職員の能力及び資質を向上させるために行う研修
- (2) 専門研修 人材育成の観点から、特定の職務に関する専門的な知識及び技能を段階的に付与し、並びに職員の能力及び資質を向上させるために行う研修

(3) 一般研修 防衛装備庁の職務以外の一般知識を付与するために行う研修

(研修の管理)

第6 研修全般の総合管理及び防衛装備庁統一研修の管理は、長官官房審議官が行うものとする。

2 各部等研修の管理は、部長等が行うものとする。

(研修の実施)

第7 防衛装備庁統一研修は、長官官房審議官が実施するものとする。ただし、必要に応じ、長官官房審議官が関係する部長等と共同で実施することができるものとする。

2 各部等研修は、部長等が実施するものとする。

3 長官官房審議官は、必要に応じ、各部等研修の実施に協力するものとする。

(研修に係る事務)

第8 防衛装備庁統一研修に係る事務は、人材育成センター長が行うものとする。ただし、必要に応じ、人材育成センター長が関係する課長等と共同で行うことができるものとする。

2 各部等研修に係る事務は、部長等が指定する課長等が行うものとする。

(研修実施計画の作成等)

第9 長官は、毎年度、防衛装備庁統一研修及び各部等研修の実施に関する計画（以下「研修実施計画」という。）を定め、これを部長等及び地方防衛局長に通知するものとする。

(研修実施報告書の作成等)

第10 人材育成センター長は、毎年度当初、前年度における防衛装備庁統一研修及び各部等研修の実施状況について研修実施報告書を作成し、順序を経て長官に報告するものとする。

2 部長等は、研修実施計画に定められていない各部等研修を実施した場合は、当該研修の結果を、実施後速やかに、長官官房人事官に通知するものとする。

(各部等研修に係る長官官房審議官の調整)

第11 長官官房審議官は、各部等研修が適切に行われることを確保するため、必要な調整を行うものとする。

(研修の見直し)

第12 長官官房審議官は、防衛装備庁統一研修について、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2 部長等は、各部等研修について、必要に応じ、見直しを行うものとする。

(防衛装備庁統一研修への協力)

第13 長官官房審議官は、防衛装備庁統一研修を行う場合において必要があると認めるときは、部長等（長官官房審議官を除く。）に対し、資料の提出、講師の派遣その他必要な協力を求めることができる。

(その他)

第14 部長等は、防衛省の機関、各省その他の国の機関から依頼を受けた場合には、研修の実施に支障のない範囲内で、当該機関の職員に研修を受講させることができるものとする。

(委任規定)

第15 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、長官官房審議官が定めるものとする。